

○対象講座 雇用保険制度の一般教育訓練および特定一般教育訓練並びに専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金の指定教育訓練講座

○支給等額 【雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格を有していない方】

(1) 「一般教育訓練給付金」または「特定一般教育訓練給付金」の対象講座を受講

- ・対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額
(その額が20万円を超える場合の支給額は20万円、12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行いません)

(2) 「専門実践教育訓練給付金」の対象講座を受講

- ・対象教育訓練の受講のために支払った費用の60%に相当する額
(その額が就学年数に40万円を乗じて得た額を超えるときは、支給額は就学年数に40万円を乗じて得た額、12,000円を超えない場合は訓練給付金の支給は行いません)

【雇用保険法による教育訓練給付金の受給資格有している方】

(1) または(2)の支給額から、雇用保険法による「一般教育訓練給付金」または「特定一般教育訓練給付金」もしくは「専門実践教育訓練給付金」の支給額を差し引いた額

○手続き 受講前に講座の指定を受ける必要があります。必ず事前に岐阜地域福祉事務所福祉課にご相談ください。



●問い合わせ窓口 ● 岐阜地域福祉事務所 ☎ 272-8215 (直通)

高等職業訓練促進給付金等事業

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師や介護福祉士などの資格取得を目的に養成機関等で修業する場合に、生活負担の軽減をはかるため、訓練促進費等を支給します。

○対象者 町内にお住まいの母子家庭の母又は父子家庭の父で、次のすべての要件を満たす方

- ・児童扶養手当の支給を受けている方、または同等の所得水準にある方
- ・対象資格を取得するため、養成機関において1年以上(※1)のカリキュラムを修業し、資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方

○対象資格 養成機関において1年以上(※1)のカリキュラムが予定されている資格
(例) 看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、製菓衛生士ほか

※1 6月以上訓練を行うデジタル分野等の民間資格も対象となる場合があります。

○支給額・期間 ①高等職業訓練促進給付金

【支給額】月額70,500円(市町村民税の非課税世帯100,000円)

※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

【支給期間】対象資格を取得するための修行期間(上限48月)

※原則として申請のあった日の属する月以降の各月において支給します。